

徳運公第5号
香運公第7号
媛運公第5号
高運公第5号

公 示

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づき、貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いを別紙のとおり定め、令和4年10月27日から適用することとしたので公示する。

なお、以下に掲げる公示は、令和4年10月26日限り廃止する。

- ・平成18年9月29日付け徳運公第4号（徳島運輸支局長公示）
- ・平成18年9月13日付け香運公第2号（香川運輸支局長公示）
- ・平成18年9月22日付け媛運公第3号（愛媛運輸支局長公示）
- ・平成18年9月22日付け高運公第1号（高知運輸支局長公示）

令和4年10月26日

四国運輸局徳島運輸支局長 寺岡 昌人

四国運輸局香川運輸支局長 水野 実也

四国運輸局愛媛運輸支局長 山本 充一

四国運輸局高知運輸支局長 近藤 雅広

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

1. 貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理にあたっては、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第33条第1項に掲げる届出書の記載事項及び同条第2項に掲げる添付書類の有無について確認し、適切でないと認められるときは、届出者に対し、補正等の指導を行うこととする。

（1）自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車（排気量が125ccを超えるもの）の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載するものとする。

（2）自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- ② 計画車両のすべてを収容できるものであること。
- ③ 使用権原を有すること。
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- ④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

（3）休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

（4）運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書にその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

（5）損害賠償能力

自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）締結等十分な損害賠償能力を有するものであり、その旨を宣誓書として添付すること。

（6）軽自動車の構造等

届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

届出に係る軽自動車のうち、用途が「乗用」であるものにあつては、積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。

2. 届出の受理にあつては、届出者に対して、事業者の責務として遵守すべき以下の各事項を指導するものとする。

① 過労運転の防止

② 積載可能な重量を超えた貨物の積載（過積載）運行の禁止

用途が「乗用」であるものにあつては、1（6）の積載量を超えないこと。

③ 有償での旅客運送の禁止

④ 運転者の過労及び酒気帯びの有無を確認する等運行管理の適正化等

⑤ 点検整備等安全対策の確実な実施

⑥ 届出に係る軽自動車の側面に、名称、氏名又は記号を表示すること

3. 三輪以上の軽自動車を使用する貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車であると認められた場合には、軽自動車検査協会に対し、その旨を連絡するとともに、届出者に対して、軽自動車検査協会に新規検査申請又は自動車検査証記入申請を行うよう指導することとする。

4. 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出書と同時に提出しても差し支えないものとする。

5. 届出事項の変更については、1. に準じて取り扱うものとする。

6. 届出書の様式は、次のとおりとする。

様式1 貨物軽自動車運送事業経営届出書

様式2 貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日		令和 年 月 日	
ふりがな					
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)		(通称名:)			
代表者氏名					
住所 (主たる事務所の位置)					
電話番号					
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)					
営業所の名称及び位置					
営業所名		位置		<input type="checkbox"/> 住所に同じ	
事業用自動車の種別ごとの数					
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名
				二輪	両
					名
自動車車庫の位置及び収容能力					
位置				営業所からの距離	収容能力
<input type="checkbox"/> 住所に同じ				m	m ²
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力					
位置				収容能力	
<input type="checkbox"/> 住所に同じ				m ²	
運送約款(該当する <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)					
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)					
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)					
<input type="checkbox"/> その他運送約款					

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿	
宣 誓 書	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	
令和 年 月 日	
住所	
氏名	
(名称)	

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合は、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或い〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊枢)とは、軽自動車で霊枢自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合当該運送約款を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないこと、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営届出書補助様式

事業計画の内容									
営業所の名称及び位置									
営業所名		位置						運行管理責任者	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
事業用自動車の種別ごとの数									
		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
1	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
2	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
3	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
4	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
5	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
6	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力									
位置							営業所からの距離	収容能力	
1	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
2	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
3	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
4	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
5	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
6	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力									
位置							収容能力		
1	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
2	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
3	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
4	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
5	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
6	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな						
氏名又は名称	(通称名:)					
代表者氏名						
住所						
電話番号						

届出内容

記載欄	営業所名	新		旧	
①	/				
②					
③	/				
④		軽(普通)	両(名)	軽(普通)	両(名)
		軽(霊柩)	両(名)	軽(霊柩)	両(名)
		二輪	両(名)	二輪	両(名)
⑤	営業所からの距離	位置		位置	
		収容能力	m	収容能力	m
			m ²		m ²
⑥	位置	位置		位置	
		収容能力	m ²	収容能力	m ²

廃止届出 譲渡届出 分割届出 合併届出 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変更理由等

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所
氏名
(名称)

貨物軽自動車運送事業の経営変更等届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄

変更届出書を運輸支局に届出する日を記入してください。

2. 変更予定日の欄

変更を予定する日を記入してください。

また、事業の廃止、譲渡及び分割の届出の場合はそれぞれの日を記入し、合併の届出の場合は合併の日を記入し、死亡の届出の場合は被相続人の死亡の日を記入してください。

3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄

(1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の氏名を記入してください。(記入例: ○○ 一郎)

なお、事業を行っている方の氏名を変更している場合は、変更後の氏名を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の氏名を記載し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の氏名を記入してください。

(2) 法人名義で事業を行っている場合は、会社の名称を記入してください。(記載例: 株式会社 ○○運送)

なお、商号変更により名称を変更している場合は、変更後の名称を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、事業を承継した法人の名称を記入してください。

4. 代表者氏名の欄

法人名義で事業を行っている場合に、代表者の氏名を記入してください。

また、代表者を変更している場合は変更後の代表者の氏名を記入してください。

5. 住所(主たる事務所の位置)の欄

(1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の住所を記入してください。

住所を変更している場合は、変更後の住所を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の住所を記入し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の住所を記入してください。

(2) 法人名義で事業を行っている場合は、その会社の本社所在地を記入してください。

会社の住所(本社所在地)を変更している場合は、変更後の本社所在地を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併した場合は、事業を承継した法人の本社所在地を記入してください。

6. 電話番号の欄

住所地の電話番号等で、事業に関して連絡先となる電話番号を記入してください。

7. 届出等内容

(1) 項目番号の欄

① 届出内容の番号に該当する記入欄について、変更後の該当内容を新の欄に記入し、変更前の内容を旧の欄に記入してください。

なお、③～⑥の営業所名の欄には、変更に係る営業所の名称を記入してください。

② 譲渡、分割及び合併した場合又は死亡届出とともに届出人が事業を相続する場合は、事業を承継した後の事業計画を各欄の newly 記入してください。

(2) 廃止、譲渡、分割、合併及び死亡の届けでの場合は、該当するものの口にし点してください。

(3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。

8. 変更理由等

(1) 上記7. (1)①の場合は、変更の理由を簡単に記入してください。

(2) 上記7. (1)①のうち、譲渡、分割及び合併の届出の場合は従前の事業者の氏名又は名称を記入し、死亡届出の場合は従前の事業者である被相続人の氏名を記入してください。

9. 運行管理体制を記載した書面

譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、併せて記入すること。

(1) 所属営業所名の欄

営業所の名称を記入してください。

(2) 運行管理の責任者氏名の欄

上記営業所における、日常の運行管理の責任者の氏名を記入してください。

(記入例)

・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名記入してください。

・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した方の氏名を記入してください。

(3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。

10. 宣誓書

自動車車庫の位置及び収容能力の変更、譲渡、分割及び合併の届出をする場合に、自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、増車する場合において貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書補助様式

届 出 内 容					
		① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)		④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)	
		② 代表者		⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力	
		③ 営業所の名称及び位置		⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力	
記載欄	営業所名	新		旧	
①	/				
②					
①	/				
②					
③	/				
③	/				
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)
⑤		位 置		位 置	
		営業所からの距離	m	営業所からの距離	m
		収容能力	㎡	収容能力	㎡
⑤		位 置		位 置	
		営業所からの距離	m	営業所からの距離	m
		収容能力	㎡	収容能力	㎡
⑥		位 置		位 置	
		収容能力	㎡	収容能力	㎡
⑥		位 置		位 置	
		収容能力	㎡	収容能力	㎡

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名